

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定し、同条第5項の規定による厚生労働大臣の同意を得た次の地域雇用開発計画を同条第7項の規定により公表する。

なお、この計画は、北海道経済部労働政策局雇用労政課、石狩・渡島・檜山・釧路（総合）振興局産業振興部商工労働観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 北海道江別等地域雇用開発計画
- 2 北海道函館地域雇用開発計画
- 3 北海道釧路地域雇用開発計画